

いたされましたように棄権票を投じる一方で、ロシアとの首脳電話会談、また外相会談におきましては、名指しでの非難は避けつつも、ロシア側に戦闘行為の停止等を訴えてきている、こういうふう

に承知をしております。日本といたしましては、先月、岸田総理がインドを訪れたときに、首脳間でウクライナ情勢

の打開に向けた働きかけを行うことの重要性、これ

で一致をしております。岸田総理から、モディ首相に対しては、プーチン大統領に対する更なる働きかけを含めて協力を要請したところでござ

います。引き続き、口印関係の動向もしっかり注視をしながら、様々な機会を捉えてインドとの意思疎通

を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。○徳永委員 私が少し懸念をいたしますのが、

インドは、経済制裁にも参加をしていない、それから様々な非難決議等々でも棄権の立場を取る、日本を含めG7各国との連携した行動というのはなかなか取つてくれないということで、ある意味、何

んなんだそれほみたいな言説がいろいろ飛び交うわけであり

ます。そして今度の自衛隊機着陸拒否で、日本とインドの関係が少しおかしな方向に行つてしま

いまいやしないかということは非常に懸念をするものなんです。日本とインドの行動、立場の違い

というのが、これは様々な場面で取り上げられるに至つていま

すし、それが、全体が累積をされていくと、何か悪化の方向に行か

なければいけないかというように、非常に危惧の念を持ちます。こうした危惧が現実とならないように、是非、

林大臣には、適切に状況をマネジメントしていただきたいな

というふうにおもうんです。こうしたマネジメントができな

いと、何かおかしな方向に行つてしまつと、一番それを見て手をた

たいて喜ぶのはどこかということ、もうこれは明確でもありますので、是非

そういう部分について適切

にマネジメントしていただきたいんですが、林大臣、いかがでしょうか。

○大塚委員長 時間ですので、もうここで終わつて

ください。○徳永委員 じゃ、是非適切にマネジメントをお願いいた

します。それでは質問を終わります。どうも失礼いたしました。

○大塚委員長 次に、太栄志君。○太委員 太栄志でございます。本日どうぞよろしくお願

いいたします。ウクライナ戦争から二か月が過ぎました。そう

いった中で、本日に連日、岸防衛大臣始め政府の皆さんの御尽力に心

からの敬意と感謝を申し上げます。○川崎政府参考人 お答えいた

します。その中で、本日、今、ウクライナ戦争、また、我が国周辺で本

日に東アジアの安全保障環境が大変不透明になっていく中で、我が国が本

日に国民をしっかりと守り抜ける体制なのかどうか、そのことについて

質問したいと思つております。その大前提としての、自衛官に対する処遇の在

り方がまず第一。そして、核シエルト、国民保護体制の在り方、

また、いわゆる敵基地攻撃能力に關しても本日は質問させていただきたいと思

いますので、どうぞよろしくお願いたします。まず最初、自衛隊員の処遇に

關して、私は、防衛出動手当のことで、先月、三月十五日でした、安全保

障委員会でも質問しましたが、それからどういった進展があるのかというのを

もう一度教えてください。これは大変重要だと私は思つてお

りますので、改めて確認させていただきたいと思つてお

ります。二〇〇三年に制定された防衛省の職員の給与等

に關する法律の規定において、防衛出動手当の額は政令で定めるとい

うふうにされております。しかし、先月、三月十五日の時点で確認した限

りだ

うか

うか

うか

うか

うか

うか

うか

うか

うか

うか

ほしい。逆に、できないのであれば、それは法律を変えたりとかしていかないことには、本当にこれは、特に、自衛隊員の家族が一番大事だと思っております。お金のことじゃないと私は思っております。自衛隊員の方から声を聞きました。ですから、そうじゃなくて、やはり本当に、有事の際を含めて、その備えとしての、しっかりとした処遇をしているかどうか、私は、そのことに對する政治のしつかりとした意思の表明だと思っておりますので、やらないのであればやらないという説明をしてほしいですけれども、やはりそこはしっかりと、とにかくこれは、大臣も重要だと思っております。どうか改めてお願い申し上げます。

この問題は私はまた引き続き質問させていただきます。この問題が改められていくか防衛省の方でも検討をもう速やかに進めていただきますようお願いいたします。

次に移りたいと思います。

事前通告した順番とちよつと変わってしまうんですが、まず、いわゆる敵基地攻撃能力についてお伺いしたいと思います。

先週、自民党さんの方で、国家安全保障戦略などの策定に向けた提言がなされました。その中で、弾道ミサイルを含めた我が国への武力攻撃に對する反撃能力、これまでは敵基地攻撃能力と言っていました、それを反撃能力として保有することを提言されてきました。

私としては、このこと自体は評価できると思っております。これまでどうしても、この敵基地攻撃という、これは以前、玄葉先生も予算委員会で御説明されましたが、こういった物々しい言葉で、なかなか本質的な議論が進んでいなかった。このことは本当に問題だったと思っております。このこと、これでようやく国民的な議論、私はここが一番キーだと思っておりますが、そこへ向けて動き出す、そういったきっかけにしたい。この点に関して、我が党も、先ほど篠原先生か

らありました、議論をしつかりとしていくという姿勢だと私は思っております。

まさに、国防問題、タブーは要りません。特に、ミサイル技術がどんどん進展している。ロシアも、この前もウクライナ戦争の中でも極超音速ミサイルを使用しているという状況。もちろん北朝鮮、中国、この周辺諸国もそうです。そういった中で、我が国として国民の命と暮らしを本當に守れるのか、その体制ということで私は議論すべきだと思っております。

そのときには、もちろん専守防衛、その線を超えないこと、そして、いかにして我が国の抑止力と、様々なミサイル攻撃に對する対処能力を、多角的に検討していくことが私は重要だと思っております。

そういった意味でお伺いしたいのですが、二〇一七年、五年前になります、政府は、島嶼防衛のために、自衛隊員の安全を確保しつつ、相手の攻撃を適切にたたくことができるためのスタンドオフミサイル、いわゆる長距離巡航ミサイル導入を決定しました。

ここで伺いたんですが、いわゆる敵基地攻撃能力を保有する場合、このスタンドオフミサイルを転用利用する可能性について、こちらは大臣に教えていただけますでしょうか。お願いいたします。

○岸国務大臣 スタンドオフミサイルは、技術的進展等により、各国の早期警戒管制能力や各種のミサイルの性能が著しく向上し、脅威圏が拡大している中で、自衛隊員の安全を確保しつつ、相手脅威圏外から対処するためのものであります。いわゆる敵基地攻撃を目的とするものではありません。

その上で、いわゆる敵基地攻撃能力を含むあらゆる選択肢については、現在検討中であり、具体的な内容等をお答えできる段階ではありませんが、新たな国家安全保障戦略等を策定していく過程で、憲法、国際法の範囲内で検討を進めてまいります。

○太委員 ありがとうございます。

更にスタンドオフミサイルに関して教えてください。

スタンドオフミサイル、二〇一八年度予算にノルウェー製のJSMの購入費用約二十二億円や、あと、米国製LRASMの購入に向けた調査費三千万円を計上されました。しかし、JSMは二〇二一年度、先月までの配備を目指していたものの、納入が遅れていることが指摘されています。また、LRASMは関連経費の高騰により導入が見送られることになったというふうに報道されております。

まず、この二つのスタンドオフミサイル、納入遅延だったりとか導入見送りの原因と、そして、両方に関して、今後の配備計画について、こちらは政府参考人の方から、防衛省の方から御説明をお願いいたします。

○土本政府参考人 お答え申し上げます。

まず第一点目のJSM、ジョイント・ストライク・ミサイルの関係でございますが、委員御指摘のとおり、平成三十年度予算以降、逐次取得経費を計上し、ノルウェー企業がこのミサイルを製造しているところでございます。

他方、発射母機であるF35Aと、発射されたジョイント・ストライク・ミサイル、JSMが通信を行うためのデータリンク機材につきましても、米国から取得した上でJSMの方に組み込むこととなっております。でございますが、このデータリンク機材の製造スケジューリングが新型コロナウイルス感染症拡大の影響により遅延している、このため、これも委員御指摘のとおりでございますが、令和三年、二〇二二年度末に予定しておりました最初の契約分のミサイルの納入に遅延が生じているという状況でございます。

本件につきましては、ノルウェー国防省と連携しつつ、米国政府とまさに調整を行っているところであるため、今後の配備計画について具体的にまだお示しできる段階にはございませんが、いずれにせよ、早期納入に向けて努力してまいります。

でございます。

また、第二点目のLRASMの方でございますが、これにつきましては、スタンドオフ対艦攻撃能力の確保を目的に、プラットホームとしましてはF15への搭載を予定しておりましたが、米国防府との調整の過程におきまして、まず第一点目といたしまして、米国としても、F15にこのLRASMを搭載した経験がないことから、非常に高額なインテグレーション費用が発生するということが、二点目といたしまして、F15能力向上事業全体のスケジューリングを更に遅延させるリスクがあるということが判明したということでございます。

このため、F15へのLRASMの搭載は見送ることといたしまして、予定していたスタンドオフ能力につきましては、一、二式地对艦誘導弾能力向上型のF2能力向上機への搭載により代替するということといたしていただいております。

○太委員 ありがとうございます。よく分かりました。

それでは、これは一般論として教えていただきたいと思っておりますが、政府はこの間、先ほど来ずっとそうでしたが、敵基地攻撃能力については、あらゆる選択肢を排除せずに現実的に検討する、外務大臣も、もちろん防衛大臣もそういうふうにご答弁を続けていますが、保有に向けた議論においてやはり重要な論点というのは、我が国自衛隊の能力的、財政的な側面と照らし合わせる、ことだということに思っております。

ここで一般論としてお伺いしたいのですが、敵基地攻撃能力、自衛隊には、相手領域内の基地、ミサイル発射施設など、衛星情報などから正確に特定するだけの能力及び技術力があるのかどうか、その点、こちらは防衛大臣に御返答をお願いいたします。

○岸国務大臣 我が方の能力についてお示しすることは、手のうちを明らかにすることになりますので、差し控えていただきたいと思います。

今、一般論として、科学技術の進歩には大変急速なものがございます。そうしたものをしっかりと

踏まえまして、我が国の安心、安全をしつかり確保していくために、日々改善に努めていきたいと考えております。

○太委員 どうもありがとうございます。

ただ、やはり、私は先ほど言いましたが、今回の、まさに反撃能力、敵基地攻撃能力に関しては、国民的な議論というのが一番大事だと思っております。

そういう意味で、もちろん、機密の部分、軍事的に教えていただけない部分があると思いますが、できる限りそこを教えていただけないかということ、ちょっとこれはまた続けてまいります。

というのも、大臣、これは昨年の十二月です。というか、岸田政権が誕生した十一月以降、ずっと総理が言っているのは、スピード感を持ってやっていく、国民の命と暮らしを守るため、国際情勢が大きく、環境が厳しくなっていく中で、いわゆる敵基地攻撃能力を含めて、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討する、防衛力を抜本的に強化していく、これは昨年ずっと言っているんですよ。所信表明演説でも言っています。それで、そう言っ、もう間もなく、これは何か月ですか、五か月たっています。

そういった中で、やはり私は、今こそ政府がしっかりと、先週の自民党さんのそういった提言もありました、これから本質論がより議論されていくべきだと思っておりますし、何よりも、やはり国民が今、ウクライナ戦争を受けて、各種世論調査でも、我が国の安全保障環境に不安があるという方は七割から八割です。だからこそ今やらなきゃいけないと思っておりますので、どうか大臣、もちろん、この間、これは大臣も総理大臣もずっと言っているじゃないですか、あえて、いわゆる敵基地攻撃能力を含めて検討する。しかも総理は、所信表明演説のときは、スピード感を持ってと言っています。

スピード感を持って、五か月間、どういった形で行っているのか、少しでも教えていただきたい

ですし、予算規模というのはどういうふうにご考えているのか、その点も含めて教えてください。お願いいたします。

○岸国務大臣 政府として、急速なスピードで変化、進化しているミサイルなどの技術に対して、国民の命、暮らしを守るために十分な備えができていないかという問題意識の下で、ミサイル迎撃能力の向上だけでなく、いわゆる敵基地攻撃能力を含め、あらゆる選択肢を排除せずに現実的に検討しているところでございます。

このため、現時点でお答えできる段階にはありませんが、国家安全保障戦略等を策定していく過程において、憲法や国際法の範囲内で行きつかりと検討してまいります。

もちろん、スピードは大変重要であります。スピードと同時に、現実には我が国の備えとして十分なのか、必要なものは何かということ深く検討していくことも併せて必要だと考えております。

○太委員 年内に安全保障戦略を新しく政府として出されるということですので、これはまず国会で、そして同時に、国民的な議論ということがやはり一番大事だと思っておりますし、今こそそのタイミングだと思っておりますので、大臣、いろいろ理由はあると思いますが、まさに敵基地攻撃能力、有効性も含めて、本来、私はもっとも議論、我が党としても、篠原先生がおっしゃっていましたけれども、これはしっかりと議論していこうというスタンスです。だからこそ、どうかこのタイミングでやっていただきたいと思っておりますので、引き続きこの問題、よろしくお願いたします。

続きまして、核シェルターに関して。先ほどの日経の記事もありました。本当にこれで国民を守るのかどうか。東京都内だと、使えるシェルター、地下鉄に関しては、転用可能なのは大江戸線のみだ、そういった状況。そういった中でお伺いしたいのが、まず、政府として、国民を経営者から守る核シェルターに

ついて普及状況をどのように把握しているか、教えてください。これは内閣官房の方でしょうか、お願いいたします。

○澤田政府参考人 お答えいたします。核シェルターにつきましては、確立した定義はないものと理解をしております。お尋ねの我が国における普及状況については承知をしていないわけですが、政府としては、弾道ミサイル攻撃による爆風等から直接の被害を軽減するため、コンクリート造りの堅牢な建築物や地下街、地下駅舎など地下施設に避難することは有効であると認識をしております。これらを緊急一時避難施設としまして幅広く指定するために、都道府県や政令指定都市に働きかけを精力的に行っているところでございます。

○太委員 政府が状況を把握していないというのは、やはり私はよろしくない状況だと思っておりますので。

民間の調査だと、スイスやイスラエルは一〇〇％、これは人口当たりですね、核シェルターの普及率が。ノルウェーが九八％、アメリカ八〇％、イギリスは六七％、我が国は〇・〇二％ということですね。本当に著しく低過ぎますので、何とか変えていただきたいし、そのために、まずはやはり国会での議論ですね。様々な制約があるかもしれない。ですから、今、民間のシェルター会社にも問合せが殺到してしまっている中で、どう具体的に国民を本当に守っていくのか、そういった意味で関心も高まっております。

私もいろいろ調べましたが、ほとんど議論されていなくて、国会でも、これは二〇〇五年ですか、当時の小泉総理の、国民的な合意が得られるかどうか、なかなか難しい問題だと思っております。コメント以来、ほとんど議論が行われていない。まずそこから何とか転換していただくことだと思っております。

そして、私はやはり、この核シェルターの問題

も防衛省が先頭に立ってこの問題を扱っていただきたい。といいますのも、やはりシェルターをしつかりと完備しておくことも、整備しておくことも拒否的な抑止力を向上させていく、そのことに直結すると思っております。

そういう意味で、ここで防衛大臣の方に伺いたいのですが、この普及へ向けて、どういった形で防衛省として、もちろん、管轄外のところは多いかもしれないですが、実際、普及させているスイスなんかは、国防省がしっかりと先頭に立って一〇〇％完備するということを実現しております。そういった意味で、我が国としても防衛省が何とかこの問題、抑止力を高めるという観点から進めていただきたいと思います。大臣の御見解をお願いいたします。

○岸国務大臣 弾道ミサイルなどによる武力攻撃災害から住民の生命身体を保護するために必要な機能を備えた避難施設の整備は、被害を防止するのみならず、今委員からの御指摘のあったとおり、弾道ミサイル攻撃に対する抑止力という観点からも重要であると考えております。

防衛省・自衛隊としても、先ほど内閣官房からもありましたけれども、内閣官房を中心として行われている避難施設の調査研究又は整備の促進に係る検討に引き続き積極的に協力してまいります。

○太委員 引き続き、どうか大臣、よろしくお願いたします。それとも関連します。国民保護法の体制が、やはり不備が多いと思っております。

まず、このシェルターとも関係しますが、武力攻撃事態の避難地下施設に関して、指定状況というの物がすごく低いという状況で、これは東京だと、一千四百万人の東京都民に対して百八十八か所ですね、東京都に地下施設が。しかし、二十四時間利用できるのは僅か九施設しかないという状況。

大阪市では、危機事態に備えるということ、

四か所しかなかったところが、大阪メトロの九十九か所まで新たに指定を増やすとか、そういった政治のリーダーシップが取られております。

そういった意味では、これはやはり、引き続き、先ほどと同じです、拒否的な抑止力の向上に直結する問題だと私は思っておりますし、国民保護体制の強化ということから、この問題も、まさに防衛大臣にこの避難地下施設の状況を変えていただきたいと思っておりますが、大臣、この点に關しまして、国民保護体制全般のことと併せて、大臣の御見解をもう一度教えてください。お願いいたします。

○岸国務大臣 有事の際に何よりも大切なことは、まさに国民の命や暮らしを守るために必要なものは何なのかということ、現実的な議論をしっかりと突き詰めていくことであります。

その観点からも、国民保護の重要性について、今委員からの御指摘のあったとおりでございますが、防衛省・自衛隊としては、国民保護が必要となる状況も含め、あらゆる事態を想定の上で各種の訓練等を行うとともに、関係省庁や地方自治体との連携を強化し、国民の生命と財産を守るために万全を期してまいりたいと思っております。

○大委員長 大臣、時間になりましたので、最後に御話しさせていただきたいんですが、まさに日経の記事が象徴していると思えます、我が国の有事への備えがなっていないこと。しかも、今回のコロナ禍で様々な国民は、特に国と地方自治体の関係がばらばらだったりして本当に混乱して、有事のときに国なり政治がしっかりと機能してくれるのかという不安が多いと思っております。

そういった意味でも、今からできる限りの法整備、事前にどんどん進めていくこと、有事をしっかりと見据えながらの対処をしていただきたいと思っております、引き続きの御尽力をお願いいたします、これで終わります。

どうもありがとうございました。

○大塚委員長 次に、堀井健智君。

○堀井委員 日本維新の会の兵庫十区の堀井健智

でございます。それでは、時間がありませんので、質問をさせていただきますと思います。

二月二十四日に、ロシア軍が突如としてウクライナにいわゆる侵略戦争を始めました。国際秩序において、現に存在する主権国家に対して突然侵襲、軍事力で現状を変えてしまう、こういった現実をむきむきと見せられました。戦況は日々刻々と変わっておりますけれども、妻子と国境で別れて動員されたウクライナの人を見ますと、祖国防衛の厳しさを本当に感じております。ゆえに、我が国は、いざという有事に対して現実問題として備えるべきだと考えております。

憲法九条についての認識について質問をいたします。我が国の危機管理は、幾多の自然災害、また、地下鉄サリン事件、福島第一原発の事故、こういったことを経験することで改善されてきました。戦後七十年以上変わらないのがこの憲法九条であります。憲法九条が起因となり、現実の問題を解決できない安全保障議論が行われてきました。

それだけではなく、ウクライナ危機から、核保有国の侵略に対し、米国の静観するその姿勢を見ておりますと、日本が核保有国からもし侵略を受けた場合、そこまでいなくても、台湾海峡の有事であるとか、アメリカが果たして防衛行動を果たしてくれるのか、本当に心配になっております。

私は、日本の国も現実的な自国防衛に備える必要がある、そのように考えております。まず、大臣の九条についての認識を伺います。確かに岸防衛大臣は、記者会見では、政府としてのコメントをする立場にはございません、具体的な改正の内容につきましては、国会の議論、それから国民の間での議論を深めていってなされるものと理解をしております、こう発言されております。

しかし、今、国会の憲法審査会での議論が活発

なっております。そして、今、安全保障の環境、憲法改正の現実の課題が、国際状況を含めて激変している現状があります。安全保障の実務者がその認識を発言するということは、国民の関心も非常に高く、大変重要である、このように思っております。

是非大臣には、憲法九条の認識を、改善すべきなら、その方向性を率直に発言していただきたいと思っております。御所見を伺いたいと思っております。

○岸国務大臣 憲法九条は、戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認、こうしたことに関する規定を置いておりますが、独立国家に固有の自衛権までも否定する趣旨ではありません。自衛権の行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは認められておりと解しております。自衛隊は、そのような自衛のための実力組織として憲法上認められるものであります。

○堀井委員 ありがとうございます。では、必要な安全保障の政策で、現実法上の不具合というものをどのように感じておられますでしょうか。

○岸国務大臣 先ほども申しましたけれども、自衛権の行使は認められているものでございます。そうした中で、我が国が事態に対処する中で、実際に、憲法、そして国内法の範囲内ですっきりと議論をしてみたいと考えております。

○堀井委員 私は、この九条の条文と現実との乖離はもはや看過できないと考えております。いまだに国際標準の安全保障の議論ができないこの状況を変えて、日本を取り巻く厳しい安全環境を克服するためには、やはり九条の改正を含め、議論する必要を感じております。

しかし、その前提として、今回の質問では、現実の安全保障を議論しつつ、安全保障の考えを整理していくということで、課題を共有していきたいと思っております。

時間の都合上、質問が前後いたします。ウクライナの情勢を踏まえた我が国の対応についてであります。原子力発電所の危険性についてです。

三月四日に、ロシア軍がウクライナ最大の原発でありますザポリージャ原発を攻撃しました。これは世界を震撼させましたけれども、国際人道法の一つであるジュネーブ条約第一追加議定書が原発への攻撃を禁止しているにもかかわらず、原発への軍事攻撃が現実の脅威となりました。

日本でも、特殊部隊が例えば原発に侵入したり外部電源が狙われたりしたら、極めて危険な状態になると思っております。警察では特殊部隊になかなか太刀打ちできません。

岸田総理は、三月十六日の記者会見で、原発の防衛策について問われて、防衛力の強化が十分なのかを検討していく、国家安全戦略を始めとする文書の見直しの中で具体的に考えていくと表明されております。

今後の見直しの中で、例えば、自衛隊法を改正して、自衛隊の警護出動の対象に原子力関連施設を加えることを検討すべきだと考えておりますが、防衛大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○岸国務大臣 原発の警備については、第一義的には、公共の安全と秩序の維持を責務とする警察機関において実施をしております。その上で、一般の警察力をもって治安を維持することができない事態が発生した場合には、当該事態がまだ武力攻撃事態に至らない事態であったとしても、自衛隊は治安出動等により対応することが可能であります。

また、防衛省・自衛隊としては、こうした事態に備えて、平素から警察や海上保安庁と共同訓練を行うなどして連携の強化を図っております。

いずれにしても、いかなる事態においても対処できるように、適切に対応してまいります。